

議事録

件名：	契約監視委員会（平成 22 年度第 5 回）
日時：	2010 年 12 月 20 日（月曜日） 14：00 ～ 16：00
場所：	JICA 特別会議室
委員：	川上 照男 有限会社オフィス・あさひ 代表取締役（公認会計士） 碓井 光明 明治大学大学院法務研究科教授 霞 晴久 優成監査法人（公認会計士、公認内部監査人、公認不正検査士） 鈴木 規央 シティニューワ法律事務所（弁護士、公認会計士） 金丸 守正 国際協力機構 監事
JICA：	小寺 清 理事 調達部（事務局） 植嶋部長他、数名 総務部、企画部、経済基盤開発部、理事長室各数名
議題：	1. 建物管理契約の試行的方法について 2. 平成 21 年度に競争性のない随意契約で契約を締結し、今後も競争性のない随意契約とせざるを得ない契約の詳細点検（第 4 回）

議事概要：

1. 建物管理契約の試行的方法について

機構：機構の国内機関や研究所における建物管理契約は、フロント・清掃・警備・設備等複数の業務をパッケージとして包括契約しているが、平成 22 年 11 月の事業再仕分けにおいて、業務ごと分割して一般競争へ移行すべきとの指摘を受けている。そこで、横浜国際センターの平成 23 年度契約を対象に、分割発注した場合の競争性、効率性、コスト削減効果を検証するため、分割した場合とパッケージとして包括契約とする場合の両方が比較できるような入札を、総合評価落札方式による一般競争入札にて試行的に実施することとした。なお、分割かパッケージかについては、政府内でも両論があり、内閣府の公共サービス改革では包括契約が有利と見られているので、今回の試行結果は政府からも注目されている。

委員：食堂は特殊な業務だが、再委託されているのか。またパッケージの競争は、出来る社が限られており競争性が下がるのではないか。

機構：現行契約では応札した社が再委託せず直接業務を行っている。競争性については共同企業体による応札は認めてきたので専門業者も参加が可能であったと考える。

委員：分割することによるサービスの低下や発注者側の調整業務量増に伴う事務コスト負担等も予想される。安かろう悪かろうにならないように評価する必要がある。

機構：1 つめのロットには総合調整業務を含め、受注者間の協力を条件にする予定。サービスの低下は、アンケート調査により現状との比較を行うことを検討しており、調整業務量増は実際に調整を行うセンター所長等が把握可能と考える。コメントを踏まえて最終案を作成する。

2. 平成 21 年度に競争性のない随意契約で契約を締結し、今後も競争性のない随意契約とせざるを得ない契約の詳細点検（第 4 回）

点検対象契約 11 件（別添リスト参照）の点検結果および質疑応答は以下のとおり。

- (1) タンザニア現地国内研修「中等理数科教員養成制度強化支援（INSET）」研修実施契約
機構：現地国内研修は、途上国政府からの要請を受け、途上国政府と日本政府の間で締結される国際約束に基づいて実施する技術協力事業であり、要請を受け国際約束の中で規定された研修実施機関を通じて研修が実施される。「契約」の範疇に含めて公表する対象とするものかどうか疑問を持っている。扱いについて公式な定見が見当たらないところ、委員のご意見を伺いたい。
委員：競争性のある方式に適さないことは明確。事業の効果の評価はどのように行っているのか。支出の妥当性を裏付けるものとして必要と考える。
機構：事業の評価方法について、確認のうえ回答する。
- (2) セネガル新事務所内装工事契約
機構：事務所移転時の内装工事について、家主が指定する業者との契約が条件となっていた。
委員：日本でも内装工事の業者が指定されることはよくあるが、その際に経費が水増しされることもあるので、価格の相場を調べたうえで交渉するべき。
機構：競争性のない随意契約であっても、予定価格を作成して金額につき交渉している。なお、海外においては、信頼できる業者が無く、売り手市場であるのが実状。
- (3) ブラジル航空賃購入（日本語学校生徒研修20名分）
機構：見積もり段階で空席でも発注するときに満席ということもあり、価格が変動するため、競争が難しい。
委員：旅行会社で価格を決められないので、どこに発注しても大差ないと理解。契約手続き上の問題はないと思料。
- (4) ヨルダン 2009 年度イラク向け第三国研修「電力分野における組織制度改善人材能力向上」
機構：第三国研修も現地国内研修と同様に、途上国政府からの要請を受け、途上国政府と日本政府の間で締結される国際約束に基づいて実施する技術協力事業である。「契約」の範疇に入れるべきか、扱いにつき整理が必要との認識。
委員：競争性のある方式に適さないことは明確。なお、投入の効果につき、報告書などで検証しておくべき。
- (5) アメリカ「アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定」外部委託調査にかかる業務実施契約
機構：調査の手法が特殊で習熟していなければ実施できないため、契約相手が特定された。
委員：JICAの契約とせずに、研究費として、連携している研究者グループに支出させる方法もある。
- (6) ペルー円借款地方農村部上下水道技術アドバイザー専門家(MVCS) との契約
- (7) ペルー円借款上下水道技術アドバイザー専門家(SEDAPAL) との契約
機構：いずれも複数の候補者から人選し、プロポーザルを提出してもらって評価し、決定している。
委員：人選の経緯・背景を記録に残すべき。また、公示期間があまりに短いので、しかるべき期間を設けるべき。
- (8) エルサルバドル在外専門調整員（治安改善プログラム・政策分析及び新規案件形成）備上契約
機構：2004 年度に公募で選んだ人との契約を毎年延長している。アドバイザー的な役割で、明確な TOR があるコンサルタントとは異なる。社会保険は負担しないが、雇用に近い一定期間の役務提供であり、契約として扱うのが適切か整理すべきとの認識。
委員：本件は、必ずしも雇用主の管理下にあるとはいえないので雇用契約とはいえないが、純粋なコンサルタント契約でもない。
- (9) アメリカ「金融危機後の新たな国際環境における新 JICA 援助効果向上」調査実施契約

(10) アメリカ「金融危機後の新たな国際環境における新 JICA 援助効果向上」調査実施契約（平成 21 年度下半期）

機構：この 2 件は同じ契約で、上期と下期に分けているもの。複数の候補者を比較のうえ選定した。アドバイザーのような立場で適時意見やレポートをお願いするもの。

委員：外部委嘱委員への謝金に近いのではないかと考える。

(11) 米議会における政策議論にかかるアドバイザー・サービス契約について

機構：米議会に詳しい適材を探して契約したもの。このような契約は市場に公示して選定する方法がそぐわないものである。

委員：本件のような契約は競争入札には適さない点理解できるが、人選のプロセスをきちんと記載しておくことが重要。

以 上

契約監視委員会 点検対象契約リスト（平成22年度以降も競争性のない契約とならざるを得ない契約）

2010/12/20

NO	契約区分	担当部署名	契約件名	契約内容	契約金額 (円)	契約開始日	契約完了日	契約相手先	競争性のない競争契約とした理由	契約内容
32	研修	タンザニア事務所	現地国内研修「中等理科教員養成制度強化支援 (INSET)」研修実施契約	現地国内研修	37,041,705	平成21年7月30日	平成22年3月31日	教育職業訓練省 (MOEVT)	現地国内研修は途上国政府からの要請を受け、途上国政府と日本政府の間で締結される国際約束に基づいて実施する技術協力の一形態であり、研修実施機関 (本リストで言う「契約相手先」) は要請書で規定されているため。	現地国内研修 現職中等理科教員の質の向上のための研修制度を構築することを目的として、現職教員60名を対象とした研修コースを実施。JICAは必要経費の一部を負担するほか、研修用資機材を供与。
33	工事	セネガル事務所	新事務所内装工事契約	工事契約	40,121,096	平成21年12月11日	平成22年6月30日	TEYLIUM PROPERTIES	事務所物件オーナーから、品質を保つために内装公示の施工業者が指定された。他者との交渉の余地がないため、物件オーナーと契約することとした。	工事契約 新事務所の内装にかかる設計、施工 (間仕切り、床工事、内壁塗装、ドア、天井、電気系統、空調、アクセスコントロール、LAN工事、電話工事含む)、施工管理、各種認証手続き、
34	製造・物品購入	ブラジル事務所	航空費 日本語学校生徒研修 1.4-2.5 20名分	航空券購入	4,934,073	平成21年11月10日	平成22年1月6日	Tunibra Travel Turismo Ltda.	頻繁に航空券価格が変動するため競争が難しい。	航空券購入 生徒20人、引率者1人の往復航空券 (1月4日出発、2月5日帰国)
35	研修	ヨルダン事務所	2009年度イラク向け第三国研修「電力分野における組織制度改善人材能力向上」	第三国研修	32,217,031	平成21年8月4日	平成21年10月23日	ヨルダン電力公社 National Electric Power Co. (NEPCO)	第三国研修は途上国政府からの要請を受け、途上国政府と日本政府の間で締結される国際約束に基づいて実施する技術協力の一形態であり、研修実施機関 (本リストで言う「契約相手先」) は要請書で規定されているため。	研修コース2コースの実施 ①財務計画・プロジェクトマネジメント研修 ②電力ロス低減研修 いずれも期間は2009/10/3～10-23
36	コンサルタント	アメリカ合衆国事務所	「アフリカにおける民族の多様性と経済的不安定」外部委託調査にかかる業務実施契約	コンサルタント契約	17,850,140	平成22年3月29日	平成24年1月30日	Innovations for Poverty Action (IPA)	IPAは、エスニシティの調査分析の豊富な経験及びケニアの地方財供給について深い知見を有しており、IPA以外には本調査実施要件を全て満たす機関が他にないため、同機関を唯一の契約相手方とする。	コンサルタント契約 権限調査の現地調査として、ケニアにて、塩素消毒した飲料水を共有するディスペンサーをコミュニティに設置し、コミュニティにおける運営過程をモニタリングすることを通してケニアの地方行政における公共財の管理と民族多様性の関係性を調査する。ベースライン調査、モニタリングとフォローアップ、報告書作成。
37	コンサルタント	ペルー事務所	円借款地方農村部上下水道技術アドバイザー専門家(MVCS)との契約	コンサルタント契約	6,123,402	平成21年12月1日	平成22年11月30日	個人	契約相手候補としては、アマゾン地方の独特の文化・社会風習・風俗に精通しているとともに上下水道技術・上下水道整備政策にかかる能力・経験を有する必要があるが、アマゾン地方の上下水道整備はこれまで実績がほとんどないことから、知見が特定の個人に限られている。4名の候補者およびカウンターパートである住宅建設衛生省に打診し、唯一当該契約相手が選定可能だった。	コンサルタント契約 有償資金協力専門家として、円借款案件「アマゾン地方上下水道整備事業」に関連して、ペルーの地方農村部に対する投資政策を確立し、要請案件その政策に位置づけ、要請案件に対する投資前調査、ドナーとの融資交渉及び実施の準備を迅速化し、要請案件の持続可能な効果発現を目指した住宅建設衛生省の組織能力を強化すること。
38	コンサルタント	ペルー事務所	円借款上下水道技術アドバイザー専門家 (SEDAPAL)との契約	コンサルタント契約	4,482,240	平成21年12月1日	平成22年11月30日	個人	契約相手候補としては、円借款業務の上流から下流まで精通しているとともに、上下水道分野に習熟している必要があるが、そのような人材はほとんどが現役のカウンターパートで、契約可能な候補者は限られる。5名の候補者に打診したが、唯一当該契約相手が選定可能だった。	コンサルタント契約 有償資金協力専門家として、円借款案件を中心とするリマ上下水道公社の事業の投資前調査実施を効率化し、ドナーとの融資交渉を円滑化すること、及び同公社の投資プログラムに関する組織内調整力と案件形成能力を調整業務のシステム化を通じて強化すること。
39	コンサルタント	エルサルバドル事務所	在外専門調整員 (治安改善プログラム・政策分析及び新規案件形成) 備上契約	コンサルタント契約	3,268,945	平成21年4月1日	平成22年3月31日	個人	当該契約相手には、過去4年半にわたり治安改善分野のコンサルタントとして契約してきた。政府要人と緊密な関係を有し、国家民警察や警察学校との調整能力に優れている。今後については、競争性のある契約への移行の可能性を検討中。	コンサルタント契約 ①JICAの治安改善プログラムに関するJICA事務所への助言・情報提供、警察との調整、②新政権の主要人物との対話の機会の設定とJICA事業に対する理解促進、③日本の援助戦略とエウゴ政府の政策を踏まえた新規案件形成
40	コンサルタント	アメリカ合衆国事務所	「金融危機後の新たな国際環境における新JICA援助効果向上」調査実施契約	コンサルタント契約	2,626,830	平成21年4月3日	平成21年9月30日	個人	H20年度に、深い学識と豊富な経験を持ち、世界銀行と強い関係を持つ5人の候補者を比較検討し、当該契約相手を選出。極めて良好なパフォーマンスを示した。当該契約相手は、新JICA援助効果向上調査の問題意識に沿った分析報告を多く作成しており、本調査の委託先として他に適任者がいないため、継続して契約するもの。	コンサルタント契約 調査・分析及び定期的な提言、最終報告書 ①金融危機、食料危機等が開発途上国に与える影響、②ハリ宣言など援助強調の動向、③世界銀行・IMF等の動向・革新的ファイナンススキーム分析、④新政権後の米国外交政策と援助政策に与える影響、⑤3スキーム一體的、効果的実施方法、シナジー効果の測定・評価、⑥日本援助の強み・特性を生かした援助理念・戦略の発信に関する分析
41	コンサルタント	アメリカ合衆国事務所	「金融危機後の新たな国際環境における新JICA援助効果向上」調査実施契約 (平成21年度下半期)	コンサルタント契約	2,429,406	平成21年10月1日	平成22年3月31日	個人	上記No.40の継続契約。	上記No.40の継続契約。
42	コンサルタント	アメリカ合衆国事務所	米議会における政策議論にかかるアドバイザー・サービス契約について	コンサルタント契約	1,635,676	平成21年11月12日	平成22年3月31日	個人	米議会及び政権内情報ルートを持つ識者に動向調査を委託する必要があるが、当該契約相手の他に適任者がいないため、旧JBICの時から月次ベースで米国援助政策、国際機関改革、米輸送法、中東政策等複数テーマの報告を依頼、非常に良好なパフォーマンスを示した。	コンサルタント契約 指定テーマに関するレポート執筆及びそれに基づく協議 ①米国の東アジア戦略、②米国の対パキスタン、アフガニスタン戦略、③世界銀行・IMF改革アジェンダへの米国側見方、④アフリカ開発に関するイニシアティブ、⑤気候変動法案